

ハイライト:

- ・相次ぐ商法改正について解説します
- ・役員の報酬に関する税務を説明します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
商法改正について	1
税の豆知識	2

梅雨に入り、雨に濡れたあじさいの花がきれいに町中を彩る季節となりました。

第10号では相次ぐ商法改正のうち本年4月1日より施行されている改正商法の解説及び本年5月1日より施行されている改正商法の内容を第8号、第9号に続いて取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。



公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成14年4月1日及び5月1日施行の商法改正について

株式制度の見直し、会社関係書類の電子化等を内容とする改正商法が平成14年4月1日から施行されています。

改正法の概要としては **新株発行規制の緩和 種類株式制度の改善 株式転換制度の見直し 新株予約権制度の整備 会社関係書類の電子化 招集通知等の電子化 電子投票制度 貸借対照表の電磁的方法による公開**です。

さらに5月1日からは **監査役制度の改正 取締役等の責任免除規定等**が施行されています。

は譲渡制限会社に関して「会社の発行する株式の数を自由に定めることができる」とし、従来の4倍規制(会社が設立に際して発行できる株式の総数は、「会社が発行する株式の総数」の1/4以上、設立後に、定款に定める「会社が発行する株式の総数」を増加させるときには、発行済株式総数の4倍を超えてはならない)を廃止しました。

(従来の例) 会社が発行する株式の総数 = 1000株
発行済株式総数 = 300株

300株×4倍 = 1200株までしか増やせなかった
もっと増やすには、新株発行をしてからでないと無理
自由に定めていいですよ

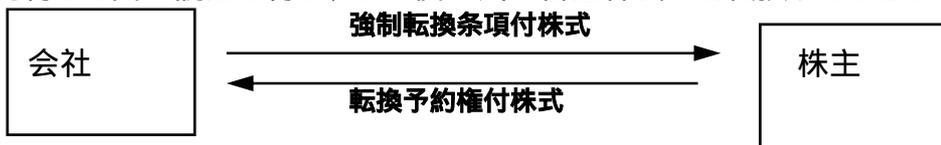
(現在) 会社が発行する株式の総数

は、旧商法においても内容の異なる数種の株式の発行が認められていましたが、新たにその異なる内容に議決権を含めました。よって従来とは異なり利益配当優先株式でなくても、無議決権株式とすることができるようになりました。主な改正点は以下の通りです。

1)利益配当優先株式でなくても、無議決権株式とすることができる

- 2) 優先配当を行わなくても、議決権は当然としては復活しない
- 3) 無議決権株式の数は、発行済株総数の1/2以内
- 4) 特定の決議事項のみに議決権を与え、それ以外の決議事項に対しては議決権を認めない株式の発行が可能

は、株主からの請求と関係なく、一定の事由が生じた場合に、強制的にある種類の株式から他の種類の株式に転換することができる株式が新しく定められました。従来の、株主側からの要請により転換される株式(転換予約権付株式)とは区別して「強制転換条項付株式」と呼ばれます。これにより当初配当優先株式を発行して資金調達を行い、その後一気に普通株式へと転換することが可能となりました。



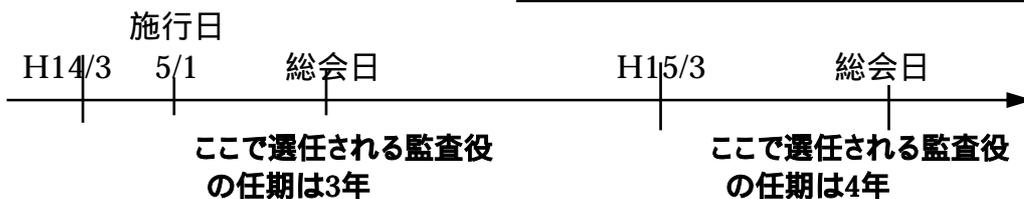
は会社の株式を一定期間内にあらかじめ決められた価格で購入できる権利を新株予約権として新しく規定したものです。従来のストックオプションは新株予約権の有利発行という位置づけとなりました。

は、会社から株主、社債権者等に対し、書面による通知・催告等を行う場合について、株主等の承諾を条件としてその書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供することができ、議決権の行使についても同じく電磁的方法により行使を行うことができる制度です。また計算書類の公告について、電磁的方法により株主総会承認日から5年間縦覧させることができるようになりました。この方法を取締役会決議により選択した場合には、通常の公告の方法による必要がなくなります。

は 監査役の任期が3年から4年へと延長
 監査役を取締役会への出席義務及び意見陳述権義務
 大会社の社外監査役の要件と員数の改正
 監査役に関する意見陳述権
 監査役の選任に関する監査役会の同意権および提案権の改正
 がその内容となっています。

	改正前	改正後
社外監査役の員数	1人以上	半数以上
社外監査役の要件	その就任の前5年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかった者	その就任前に会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかった者

監査役任期伸長の適用関係は3月決算会社を例にすると以下の図のようになります。



は法令定款違反の行為に関する取締役の責任は、職務を行うにつき、善意且つ重大な過失がなかった場合、賠償責任額から以下の金額を控除した額を限度として株主総会の特別決議をもって免除することができる制度の新設です。

- 報酬その他の職務の遂行の対価
- 退職慰労金
- ストックオプションの権利行使によって得た利益
- ストックオプションの権利の譲渡によって得た利益

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町
7 - 9 - 19

電話 048 (834) 1598
 Fax 048 (834) 1594
 Email nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。